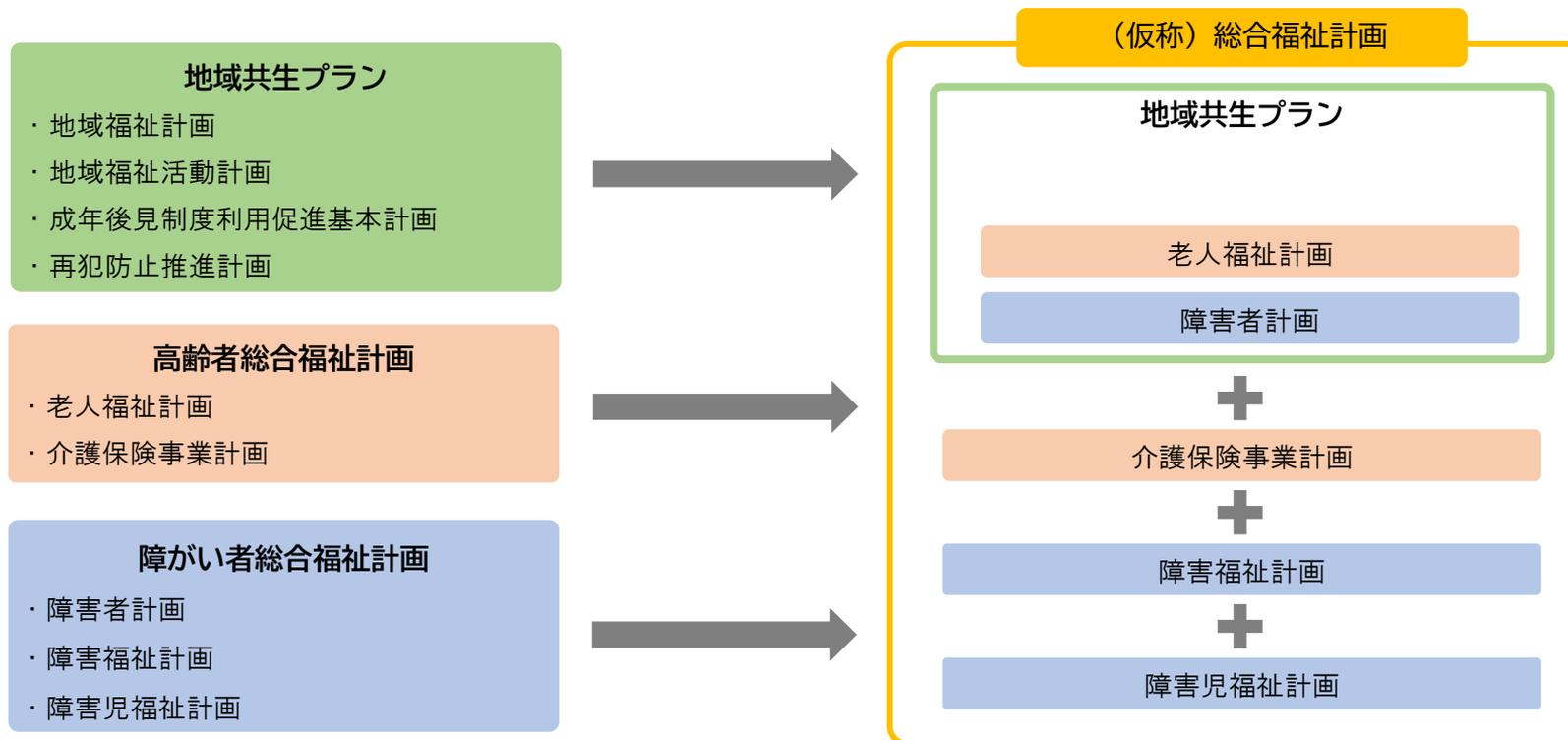


計画の統合について

1 統合の考え方

- 地域共生社会の実現に向け、介護保険や障がい福祉サービスなどの制度福祉に関する施策と地域福祉施策を融合し、その実現への推進力を強化するため、令和8年度の高齢者総合福祉計画と障がい者総合福祉計画の改定に合わせ、次の3計画を統合する。

【計画の統合イメージ】



2 計画期間

- 総合福祉計画の始期は、令和9年4月とする。
- 計画期間は6年間とする。ただし、介護保険事業計画、障害福祉計画、障害児福祉計画は、法律上3年を1期として策定することとなっているため、3年ごとに中間見直しを実施する。
- 現在策定中の『（仮称）地域共生プラン2025』は統合に合わせ、2年後に改定する。

【計画期間と策定スケジュール】

